

埼玉県公安委員会告示第118号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和5年6月26日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

1 検定を行う警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務で検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「施設警備業務2級」という。）
- (2) 検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務で検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「雑踏警備業務2級」という。）
- (3) 検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務で検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「交通誘導警備業務2級」という。）

2 実施種別、実施日時等

(1) 学科試験

検定種別及び級	実施日	受付時間	実施時間
施設警備業務2級	令和5年 10月3日（火）	午前8時30分から 午前8時50分までの間	午前9時00分から 午前10時00分までの間
雑踏警備業務2級		午前10時30分から 午前10時50分までの間	午前11時から 正午までの間
交通誘導警備業務 2級		午後1時00分から 午後1時20分までの間	午後1時30分から 午後2時30分までの間

(2) 実技試験

検定種別及び級	実施日	受付時間	実施時間
施設警備業務2級	令和5年 10月28日（土）	午前9時から 午前9時20分までの間	午前9時30分から 午後5時までの間
雑踏警備業務2級	令和5年 11月18日（土）		
交通誘導警備業務 2級	令和5年 12月9日（土）		

3 実施場所

(1) 学科試験

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

埼玉県庁第二庁舎地下 1 階

(2) 実技試験

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地 4

埼玉県警察運転免許センター

4 受検定員

各30人

5 受検対象者

埼玉県内に住所地を有する者又は埼玉県内の営業所に属する警備員

6 受検申込手続

次により事前申込みを行った後、検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）を提出すること。

(1) 事前申込み

受検を希望する者は、次表に定めるところにより必ず本人が埼玉県警察本部生活安全部保安課宛て受付専用電話にて事前申込みを行い、受理番号を取得すること。

なお、代理人による申込み及び受付専用電話以外での申込みは受け付けない。

検定種別及び級	受付日	受付時間	受付専用電話
施設警備業務 2 級	令和 5 年 7 月 27 日（木）	午前10時から午後 3 時 までの間（午後零時から 午後 1 時までの間を 除く。）とし、定員 （各30人）になり次第 締め切る。	048-834-7977
雑踏警備業務 2 級			
交通誘導警備業務 2 級			

(2) 検定申請書の提出

ア 提出日時

令和 5 年 8 月 28 日（月）から 9 月 1 日（金）までの、各日午前 9 時から午後 4 時 15 分
までの間とする。

なお、郵送等による提出は認めない。

イ 提出場所

次のいずれかとする。

(ア) 住所地（埼玉県内に限る。）を管轄する警察署生活安全課

(イ) 警備員として属する営業所の所在地（埼玉県内に限る。）を管轄する警察署生活安全課

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ その他

(ア) 埼玉県内に住所を有する者にあつては、住民票の写し等住所を疎明する書面 1通

(イ) 警備員として埼玉県内の営業所に属し、かつ、埼玉県内に住所を有する者にあつては、所属証明書等埼玉県内の営業所に属することを疎明する書面又は住民票の写し等住所を疎明する書面のいずれか 1通

(ウ) 警備員として埼玉県内の営業所に属し、かつ、埼玉県外に住所を有する者にあつては、所属証明書等埼玉県内の営業所に属することを疎明する書面 1通

7 検定手数料

検定申請書提出の際、提出場所で交付する手数料納付書に次表に掲げる手数料に相当する埼玉県収入証紙を貼付して納付すること。

なお、納付した手数料は、事由にかかわらず還付しない。

検定種別及び級	手数料
施設警備業務2級	16,000円
雑踏警備業務2級	13,000円
交通誘導警備業務2級	14,000円

8 受検票の交付

検定申請書を受け付けた警察署生活安全課において後日交付する。

9 受検時の携行品等

(1) 学科試験

受検票及び筆記具を携行すること。

(2) 実技試験

受検票及び筆記具を携行し、服装は運動に適したものとすること。

10 合否発表等

(1) 学科試験及び実技試験の合否の発表は、検定当日、実施場所において行う。

(2) 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

11 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験のいずれも合格基準に達した者に対しては、成績証明書を交付する。

12 照会先

埼玉県警察本部生活安全部保安課（電話 048-832-0110 内線 3203又は3204）